

# 第1期「Tokyo Startup Talent」個別支援プログラム 募集要領

令和7年10月14日  
Tokyo Startup Talent 運営事務局

## 1 プログラムの目的

スタートアップの急成長には多くの人材が必要となるものの、人手不足等を背景にスタートアップのいずれの事業ステージにおいても採用が大きな課題であり、成長の足かせとなっています。加えて、スタートアップの成長につなげるには、採用にとどまらず、人材がスタートアップに適応するための組織構築も肝要となりますが、その取り組み方は事業ステージや事業領域ごとに異なるため、組織構築に係る取組の優良事例等が確立されていないのが現状です。

このような背景を踏まえ、東京都が主催する「Tokyo Startup Talent（トウキョウ スタートアップ タレント）」（以下「本事業」という）では、一定の要件を満たす採択企業（以下「プログラム受講生」という）に対し、スタートアップにおける採用・組織構築に必要な支援を提供します。また、ディープテックスタートアップに対しては、一部プログラムにおいてディープテックに最適化された内容を実施することでより効果的な支援を提供します。

## 2 採択者数

20社程度（内5社程度をディープテックスタートアップとします）。

## 3 応募資格

本プログラムの受講対象者は、以下の要件を全て満たすスタートアップとします。

- (1) 都内に事業所を設置している、もしくは設置予定の法人であること
- (2) 創業（第2創業も含む）後、概ね10年未満の中小企業※であること
- (3) 経済的・社会的にインパクトのある事業を創出できる事業モデルやポテンシャルを有していること
- (4) 応募者及び所属企業が、「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- (5) 応募者及び所属企業が、過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する助成事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと
- (6) 応募者及び所属企業が、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切ではないと判断する業態を営むものではないこと

- (7) 最後まで本プログラムを完遂する意思のあること
- (8) 成果報告会や参加必須のプログラムに参加できること
- (9) 事業成果把握のために、運営事務局への成果報告やヒアリング等に対応できること
- (10) スタートアップ支援に関する東京都の事業の周知広報に協力できること

ディープテックスタートアップとしての支援を希望する場合は、本事業の定めるディープテックの定義に合致する事業を基盤とした法人であることが求められます。

本事業におけるディープテックとは以下を指します。

「特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づくとともに、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術」

なお、第1期は、ディープテックの中で、ライフサイエンス領域を重点分野として支援を行います。

本事業において、ライフサイエンス領域のスタートアップは以下の要件を満たすものを指します。

- (i) 以下のような先端的な生命科学・医療・バイオ技術を基盤としていること
  - (ア) 医薬品・創薬：低分子医薬、バイオ医薬、ワクチン、ドラッグデリバリーシステム、医薬原料
  - (イ) 創薬支援・受託サービス：受託合成・製造、受託解析、化合物ライブラリー・スクリーニング、実験動物生産・実験動物受託サービス、CMO（医薬品製造受託機関）、CRO（医薬品開発業務受託機関）、SMO（治験施設支援機関）、創薬研究支援ソフト・ラボ情報システム、創薬IT、計算創薬
  - (ウ) 医療・診断：遺伝子治療、再生医療（細胞、培養液、培地、試薬など）、免疫療法、遺伝子診断、画像診断、バイオマーカー
  - (エ) 医療機器：診断機器、治療機器、ウェアラブル医療機器、デジタル医療機器（SaMD等）
  - (オ) その他：スマートセルインダストリー分野、バイオインフォマティクス分野、デジタル分野等のうち上記の各分野に密接に関連するもの、上記の各分野の周辺技術等で上記の各分野の研究開発等に資するもの
- (ii) 技術実用化までに長期の研究開発（R&D）期間を要すること
- (iii) 医療・健康・環境分野において、技術的な困難性を伴う先端的な科学技術を活用し、社会課題の解決、新たな価値や新市場の創出、技術的可能性の追及などに繋げることを目的としていること

※：原則として中小企業基本法第2条に定める中小企業とします。

【参考】中小企業庁 HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

中小企業の適用範囲でご不明な点がある場合は、事務局までお問い合わせください。

#### 4 応募期間

令和7年10月14日（火）から 令和7年12月15日（月）23:59 まで

#### 5 応募方法

以下の応募フォームより、必要事項を記入して提出してください。

応募フォーム：<https://forms.office.com/e/2PY5fhz7hV>

#### 6 審査スケジュール

令和7年12月15日 23:59	応募締切
令和7年12月中旬～12月下旬（予定）	一次審査（※1）
令和8年1月上旬（予定）	一次審査結果および二次審査の日程通知
令和8年1月中旬～1月下旬（予定）	二次審査（※2）
令和8年1月下旬（予定）	審査結果通知
令和8年2月上旬（予定）	採択結果公表

※1：一次審査は書面を中心に実施します。

※2：二次審査は面談（オンライン想定）での実施を予定しております。原則代表者もしくは人事責任者が出席してください。

#### 7 プログラムスケジュール

令和8年2月中旬（予定）	プログラム開始（キックオフ）
令和8年2月中旬（予定）から	プログラム受講
令和8年6月中旬（予定）まで	

#### 8 プログラム概要

本プログラムの受講者には、以下のプログラム内容を提供します。

- (ア) 担当メンターによる1か月に1回程度のグループメンタリングの実施
- (イ) 専門講師による実践ワークショップ（プログラム期間中の5日程）
- (ウ) 採用・組織作りに関する動画学習コンテンツへのアクセス権限の付与

#### 9 留意事項

(1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。

- (ア) 応募内容に不備がある場合
- (イ) 応募資格を満たしていない場合
- (ウ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
- (エ) 面談審査において、遅刻や通信環境の不具合等の理由により、審査を実施することが困難であると認められた場合

- (2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び運営受託者又は外部審査委員（以下、「都及び運営受託者等」という。）にて本プログラム実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。個人情報を事前の承認なく都及び運営受託者等以外の第三者に提供することはありません。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (3) プログラムの受講に不適切であると都が判断した場合には、プログラムの受講を途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- (4) プログラム受講生の審査及び選定は都が判断し、決定します。また、プログラム受講生の選定に当たり、外部の審査委員が選定に当たる場合があります。
- (5) プログラム受講生の審査、選定及び承認に関して、都及び運営受託者等がプログラム受講生の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

## 10 問い合わせ先（運営受託者）

本公募に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

Tokyo Startup Talent 運営事務局

メール [tokyostartuptalent@tohmatu.co.jp](mailto:tokyostartuptalent@tohmatu.co.jp)

以上